とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第二項第三号ハ（第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第十三項」と、「第二十三条の二の十七第五項及び第六項において準用する第二十三条の二の六の二第二項前段」とあるのは「第二十三条の二の六の三第一項第二号」に、「準用する第二十三条の二の六の二第一項第二号」を「準用する第二十三条の二の六の三第一項第二号」に改め、「第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十五項」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の五第二項第三号ハ（同条第十三項」とあるのは「第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第十一項」とあるのは「第二十三条の三十七第五項において準用する第二十三条の二十五第二項第三号ハ（同条第十三項」に、「第二十三条の二十五第十一項」と、「同条第二項第三号イ」に、「第十四条第七項」を「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に、「第二十三条の二の六の三第二項」に、「第十四条第十二項、第十四条の二の二第一項」を「第十四条の二の二第一項、第十四条の二の二第一項、第二十三条の二の六の三第一項」に、「において準用する第十四条第十二項」を「及び第六項において準用する第十四条の二の二第一項、第二十三条の二の十七第五項」を「第十九条の二第五項において準用する第十四条の二の二第一項、第二十三条の二の十七第五項及び第六項」に、「準用する第二十三条の二の六の二第一項」を「準用する第二十三条の二の六の三第一項」に、「第十四条の二の二第一項若しくは第二十三条の二の十七第五項において準用する第二十三条の二の六の二第一項」を「第十四条の二の二第一項第一号」に、「第二十三条の二の六の三第一項第一号」に改める。

第七十五条の三中「第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に改める。

第七十八条第一項第八号中「第十四条第七項（同条第十四条第六項（同条第十三項」に、「、第九項」を「若しくは第十三項（第十四条第十五項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項」を「、第十四条の二の二第二項」を「第十四条の二の二第二項（第十九条の二第五項及び第六項」に、「申請する」を「受けようとする」に改め、同項第十四号中「第二十三条の五第六項若しくは第八項」に、「同条第十五項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の十七第五項」を「同条第十三項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）、第二十三条の二の六の二第三項（第二十三条の二の十七第五項及び第六項」に、「第二十三条の二の六の二第二項」を「第二十三条の二の六の三第二項」に、「申請する」を「受けようとする」に改め、同項第二十四号中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「申請する」を「受けようとする」に改める。

第八十条第八項中「第十四条の二の二第一項」を「第十四条第十項（同条第十三項（第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された医薬品若しくは第十四条の二の二第一項」に、「第二十三条の二の六の二第一項」を「第二十三条の二の五第十項（同条第十三項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二の六の三第一項」に改める。

第八十四条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改め、同条第三号中「第十五項」を「第十三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第四号中「者」を「とき。」に改め、同条第五号中「第十五項」を「第十三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号及び第七号中「者」を「とき。」に改め、同条第八号中「第十一項」を「第十三項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第九号から第二十七号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十八号中「者（」を「とき（」に、「者を除く。）」を「ときを除く。）」に改め、同条第二十九号中「者」を「とき。」に改める。

「体外診断用医薬品又は」の下に「第二十三条の二十五第十項（同条第十三項（第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により公示された再生医療等製品若しくは」を加える。

第八十三条第一項中「第二条第十五項」の下に「、第四条第三項第四号ロ」を加え、「あり、並びに同号ロ、第二十五条第二号、第二十六条第三項第五号、第二十九条の二第一項第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「」を「あるのは「医薬品」と、同号ロ中「要指導医薬品（その適正な使用のために薬剤師の対面による販売又は授与が行われることが特に必要な要指導医薬品として、厚生労働大臣が薬事審議会の意見を聴いて指定する要指導医薬品（以下「特定要指導医薬品」という。）を除く。）又は」に、「第八条の二第一項」を「厚生労働省令」とあるのは「農林水産省令」と、第八条の二第一項」に、「中「一般用医薬品（第四条第五項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下同じ。）」を「及び第二十九条の二第一項第二号中「次のイ又はロに掲げる医薬品」に、「同条第五項及び第十項、第二十三条の二の五第五項及び第十項並びに第二十三条の二十五第九項」を「同条第九項第二号及び第十一項、第十四条の二の二第一項第一号並びに第二十三条の二十五第九項第二号及び第十一項」に、「第十四条第五項及び第二十三条の二の五第五項中「人数」とあるのは「動物の数」と、第十四条の二の二第一項第一号、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の六の二第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条の二の二第一項第三号及び第十四条の二の二第一項第三号」を「第十四条の二の二第一項第三号ロ」を「第十四条の二の二第六項中「同号ロ中「医薬品又は」とあるのは「同号ロ中「医薬品若しくは」と、第十四条の二の二第一項第一号、第十四条の三第一項第一号、第二十三条の二の六の三第一項第一号、第二十三条の二の八第一項第一号、第二十三条の二十六の二第一項第一号及び第二十三条の二十八第一項第一号中「国民の生命及び健康」とあるのは「動物の生産又は健康の維持」と、第十四条の七の二第一項第三号ロ」に改め、「（第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。以下同じ。）」を削り、「第二十六条第一項」を「同条第二号、第三十一条、第三十六条の九（見出しを含む。）、第三十六条の十の見出し、同条第五項及び第七項並びに第五十七条の二第三項中「一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第二十六条第一項」に、「第三十六条の八第一項」を「同項第五号中「要指導医薬品（特定要指導医薬品を除く。）又は一般用医薬品」とあるのは「医薬品」と、第三十六条の八第一項」に、「第五十条第七号」を「第五十条第八号」に、「同条第十二号」を「同条第十四号」に、「同条第十三号」を「同条第十五号」に改め、同条第二項中「第十五項（」に、「同条第十五項」を「同条第十三項において準用する場合（第十四条の二の二第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に改め、「第十四条の二の二第一項第三号」の下に「（残留性の程度に係る部分に限り、第十九条の二第五項及び第六項において準用する場合を含む。）、第十四条の二の二第一項第三号」を加え、同条第三項中「第十一項（」を「第十三項（」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改める。

第八十三条の二の三第二項中「薬局医薬品（第四条第五項第二号に規定する薬局医薬品をいう。以下同じ。）」を「薬局医薬品」に改める。

第八十三条の九中「者」を「とき」に改め、「）は」の下に「、当該違反行為をした者は」を加える。